



島根県報

平成16年 8月16日 (月)
第 1,598 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示		
新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更 (2 件)	(市 町 村 課)	1
介護保険法の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	2
土地改良区の定款変更の認可	(農 村 整 備 課)	2
土地改良区の役員の就任及び退任	(")	2
公有水面埋立免許の出願	(漁 港 漁 場 整 備 課)	3
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 (3 件)	(経 営 支 援 課)	5
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	7
道路の供用開始	(")	8
公 告		
公共測量の終了	(用 地 対 策 課)	8
特定調達公告		
平成16年度における島根県立中央病院の情報機器類の買入れに係る競争入札の参加資格等	(医 療 対 策 課)	8
島根県立中央病院の統合情報システム (I I M S) 機器更新 (クライアント) ー 式に係る一般競争入札の実施	(")	9
島根県立中央病院の統合情報システム (I I M S) 機器更新 (無線LANシステム) ー 式に係る一般競争入札の実施	(")	11
雑 報		
公益信託しまね女性ファンドの第12期の信託事務及び信託財産の状況	(環 境 生 活 総 務 課)	12
環境影響評価方法書の縦覧	(環 境 政 策 課)	13

告 示

島根県告示第797号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第 9 条の 5 第 1 項及び第260条第 1 項の規定により五箇村長から次のとおり新たに生じた土地を確認し、字の区域を変更する旨の届出があったので、同法第 9 条の 5 第 2 項及び第260条第 2 項の規定により告示する。

平成16年 8月16日

島根県知事 澄 田 信 義

新 た に 土 地 が 生 じ た 場 所	面 積	編入先の字
隠岐郡五箇村大字北方字塩入田1573番地 4 に接する堤防から1573番地 3 に至る間の地先公有水面埋め立て地	463.12 平方メートル	大字北方字塩入田

隠岐郡五箇村大字北方字向田1638番地から1579番地1に接する堤防に至る間の地先公有水面埋め立て地	16,207.93 平方メートル	大字北方字向田
--	---------------------	---------

(ただし、上記地番は、平成15年11月26日現在のものである。)

島根県告示第798号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項及び第260条第1項の規定により五箇村長から次のとおり新たに生じた土地を確認し、字の区域を変更する旨の届出があったので、同法第9条の5第2項及び第260条第2項の規定により告示する。

平成16年8月16日

島根県知事 澄田信義

新たに土地が生じた場所	面積	編入先の字
隠岐郡五箇村大字北方字向田1638番地、1637番地、1626番地の2及び1641番地の地先公有水面埋め立て地	5,855.72 平方メートル	大字北方字向田

(ただし、上記地番は、平成16年3月11日現在のものである。)

島根県告示第799号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第3号の規定に基づき指定介護療養型医療施設を次のとおり指定したので、同法第115条第1項の規定に基づき告示する。

平成16年8月16日

島根県知事 澄田信義

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	指定年月日
ひかわ医療生活協同組合	斐川生協病院 介護療養型医療施設	簸川郡斐川町大字直江町4883番地1	平成16年 8月1日

島根県告示第800号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、邑智郡大和村比之宮土地改良区の定款変更を平成16年8月3日付けで認可した。

平成16年8月16日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第801号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年8月16日

島根県知事 澄田信義

邑智郡大和村比之宮土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

藤田 収作 邑智郡大和村大字宮内356番地
坂本 和正 邑智郡大和村大字宮内223番地 1
大島 修二 邑智郡大和村大字宮内193番地
三谷 松男 邑智郡大和村大字宮内755番地
有井 昌晃 邑智郡大和村大字宮内1076番地 1
漆谷 節雄 邑智郡大和村大字村之郷570番地 2
玄田 羊治 邑智郡大和村大字村之郷651番地
浅原 衛 邑智郡大和村大字村之郷459番地
小田 重富 邑智郡大和村大字村之郷427番地
小田 政文 邑智郡大和村大字比敷150番地
渡邊 光廣 邑智郡大和村大字比敷285番地 5
黒川 良國 邑智郡大和村大字都賀行465番地 1

監事

實原 正義 邑智郡大和村大字宮内500番地
渡邊 勝之 邑智郡大和村大字比敷86番地

2 就任年月日

平成16年 7月 1日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

黒川益之助 邑智郡大和村大字都賀行104番地 4
坂本 和正 邑智郡大和村大字宮内223番地 1
大島 修二 邑智郡大和村大字宮内193番地
三谷 松男 邑智郡大和村大字宮内755番地
有井 昌晃 邑智郡大和村大字宮内1076番地 1
清水 光範 邑智郡大和村大字村之郷665番地 1
福田 房人 邑智郡大和村大字村之郷542番地
高橋 實 邑智郡大和村大字村之郷149番地 2
高丸 信登 邑智郡大和村大字村之郷339番地
小田 政文 邑智郡大和村大字比敷150番地
渡邊 光廣 邑智郡大和村大字比敷285番地 5
黒川 良國 邑智郡大和村大字都賀行465番地 1

監事

實原 正義 邑智郡大和村大字宮内500番地
渡邊 勝之 邑智郡大和村大字比敷86番地
松村 俊彦 邑智郡大和村大字都賀西129番地 7

島根県告示第802号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により告示する。

その関係図書は、縦覧場所において告示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成16年8月16日

島根県知事 澄田信義

1 出願人

松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 澄田信義

2 埋立区域及び埋立に関する工事施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

隠岐郡都万村大字津戸字赤碕906番地6から同郡同村同大字同字903番地に至る地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次直線で結ぶ春分秋分の満潮位(D.L + 0.410m)における公有水面と陸地との境界線及び、の地点と の地点に至る国土調査時の陸海の境界線により囲まれた区域。

の地点 隠岐郡都万村大字津戸字四敷島・四敷島灯台の北東方740mの「シャクリ島隠岐シャクリ島標(北緯: 36度09分42秒、東経: 133度14分36秒)」から16度13分59秒、1430.63mの地点

の地点 の地点から87度50分08秒、4.76mの地点

の地点 の地点から172度51分21秒、56.86mの地点

の地点 の地点から82度51分21秒、5.00mの地点

の地点 の地点から172度51分21秒、40.00mの地点

の地点 の地点から262度51分21秒、15.51mの地点

ウ 面積

997.59m²

(2) 埋立に関する工事の施行区域

ア 位置

隠岐郡都万村大字津戸字赤碕906番地1から同郡同村同大字同字903番地に至る間の土地の地内、並びに同地先公有水面

イ 区域

次の各地点を順次直線で結んだ線及び、Aの地点とOの地点とを結んだ線によって囲まれた区域。

Aの地点 隠岐郡都万村大字津戸字四敷島・四敷島灯台の北東方740mの「シャクリ島隠岐シャクリ島標(北緯: 36度09分42秒、東経: 133度14分36秒)」から14度21分47秒、1440.57mの地点

Bの地点 Aの地点から49度52分10秒、103.47mの地点

Cの地点 Bの地点から136度44分06秒、40.50mの地点

Dの地点 Cの地点から153度26分38秒、22.63mの地点

Eの地点 Dの地点から161度31分37秒、41.08mの地点

Fの地点 Eの地点から207度27分42秒、29.81mの地点

Gの地点 Fの地点から159度04分39秒、84.77mの地点

Hの地点 Gの地点から244度41分57秒、82.16mの地点

Iの地点 Hの地点から329度42分21秒、47.37mの地点

Jの地点 Iの地点から348度34分46秒、19.48mの地点

Kの地点 Jの地点から349度29分04秒、22.38mの地点

Lの地点 Kの地点から350度05分27秒、6.84mの地点

Mの地点 Lの地点から348度54分35秒、7.77mの地点

Nの地点 Mの地点から341度27分25秒、9.93mの地点

Oの地点 Nの地点から308度46分37秒、46.70mの地点

ウ 面積

17,861.57m²

(3) 埋立地の用途

漁港施設用地

(4) 出願年月日

平成16年 7月30日

(5) 閲覧場所

農林水産部漁港漁場整備課、隠岐支庁水産局及び都万村役場

島根県告示第803号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から 4 月以内に、次の 4 に定めるところにより意見を述べることができる。

平成16年 8月16日

島根県知事 澄 田 信 義

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングタウングリーンモール 島根県江津市嘉久志町2306番地30

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

協同組合グリーンモール 代表理事 南山泰志

島根県江津市嘉久志町2306番地30

(3) 変更しようとする事項

ア 駐車場の収容台数

(変更前) 594台 (変更後) 577台

イ 駐輪場の収容台数

(変更前) 170台 (変更後) 120台

(4) 変更の年月日

平成17年 3月26日

2 届出年月日 平成16年 7月26日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

江津市商工振興課（江津市江津町1525番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町 1 番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名又は名称及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第804号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成16年8月16日

島根県知事 澄 田 信 義

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

有限会社みしまや川津店 島根県松江市西川津850番地1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

有限会社みしまや 代表取締役 三島敏功 島根県松江市雑賀町99番地

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

（変更前）

株式会社リョーユーパン 福岡県大野城市旭ヶ丘1丁目7番1号 代表取締役 北村俊策

（変更後）

株式会社ウェルネス 島根県松江市西津田7丁目11-14号 代表取締役 又賀航一

イ 変更の年月日

平成16年6月9日

2 届出年月日 平成16年8月2日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市商工課（松江市末次町86番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名又は名称及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第805号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用

する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から 4 月以内に、次の 4 に定めるところにより意見を述べることができる。

平成16年 8月16日

島根県知事 澄 田 信 義

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

有限会社みしまや川津店 島根県松江市西川津850番地 1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

有限会社みしまや 代表取締役 三島敏功 島根県松江市雑賀町99番地

(3) 変更しようとする事項

ア 荷捌き施設の位置及び面積

(変更前) 店舗東側148.8㎡

(変更後) 店舗東側148.8㎡及び店舗西側29.0㎡

イ 廃棄物等の保管施設の位置及び容積

(変更前) 店舗東側81.5㎡

(変更後) 店舗東側81.5㎡及び店舗西側13.9㎡

(4) 変更の年月日

平成17年 4月 3日

2 届出年月日 平成16年 8月 2日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市商工課 (松江市末次町86番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町 1 番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名又は名称及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第806号

道路の区域を次のように変更したので、道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から 15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木事業所において一般の縦覧に供する。

平成16年 8月16日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道 路 の 区 域			管轄する土木事業所の名称	備 考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延 長
県 道	印賀横田線	仁多郡横田町大字竹崎57番2地先から同地先まで	前	メートル 8.00～ 28.00	メートル 34.00	木次土木建築事務所 仁多土木事業所	道路改良工事 拡幅
			後	16.00～ 28.00	34.00		

島根県告示第807号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木事業所において一般の縦覧に供する。

平成16年8月16日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始年月日	管轄する土木事業所の名称	備 考
県 道	印賀横田線	仁多郡横田町大字竹崎57番2地先から同地先まで	メートル 34.00	平成16年 8月16日	木次土木建築事務所 仁多土木事業所	

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成16年3月31日に終了した旨出雲市白枝北土地区画整理組合設立準備委員会代表から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成16年8月16日

島根県知事 澄 田 信 義

1 作業種類

公共測量（基準点測量、水準測量）

2 作業期間

平成16年3月1日から平成16年3月31日まで

3 作業地域

出雲市白枝町字老丁田地内

特 定 調 達 公 告

平成16年度において島根県立中央病院の物品の買い入れに係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年 8月16日

島根県知事 澄 田 信 義

1 特定調達契約により調達をする物品の種類

情報機器類

2 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、当該資格の審査に係る申請方法並びに当該資格の有効期間及びその更新の手続

平成15年及び平成16年に島根県において発注する物品の製造の請負、売買及び借入に係る競争入札の参加資格等（平成14年島根県告示第804号）に定めるところによる。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成16年 8月16日

島根県立中央病院長 中 川 正 久

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

統合情報システム（IIMS）機器更新（クライアント）一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期限

平成17年 2月18日

(4) 履行場所

島根県出雲市姫原 4丁目 1番地 1 島根県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成15年及び平成16年に島根県において発注する物品の製造の請負、売買及び借入に係る競争入札の参加資格等（平成14年島根県告示第804号）に定める参加資格を有する者であること。

(3) (2)の中分類の情報処理機器類について、A等級に格付けされている者であること。

(4) 調達案件と種類及び規模を同じくする契約を締結した実績を有している者であること。

(5) 障害受付後、2時間以内に現地へ技術員を派遣し障害機器の交換・修復ができる者であること。

(6) 島根県税を滞納していない者であること。

(7) 入札公告及び入札説明書に示した要項を確実に履行し得ることを証明できる者であること。

3 入札者の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒693 8555 島根県出雲市姫原 4丁目 1番地 1

島根県立中央病院事務局経営企画部企画情報スタッフ

電話 0853 22 5111

(2) 入札説明書の交付方法

平成16年 8月16日から平成16年 8月27日までの間、交付場所において交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成16年 9月 3日 午後 2時

イ 場所 島根県出雲市姫原 4丁目 1番地 1 島根県立中央病院 2階 大研修室

ウ 備考 この入札に参加を希望する者は、当該説明会に参加しなければならない。

(4) 入札書の受領期限

平成16年 9月27日 午後 2時 (郵送による入札にあつては、平成16年 9月24日午後 5時までに必着のこと)

なお、郵送する場合は書留郵便とすること。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年 9月27日 午後 2時

イ 場所 島根県出雲市姫原 4丁目 1番地 1 島根県立中央病院 3階 会議室

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の 2 各号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した書類を、入札書の提出場所に平成16年 9月 6日から平成16年 9月10日午後 5時までの間に提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、島根県立中央病院長から当該書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した物品を確実に調達できると島根県立中央病院長が判断した入札者であつて、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : A complete set of personal computer and workstation for Integrated Intelligent Management System

(2) Desired Date of Delivery : February 18 2005

(3) Place of Delivery : Shimane Prefectural Central Hospital 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken

(4) Deadline for Tender : 2:00 PM September 22 2004 (Applications by mail must be received at the office above by 12:00 (noon) September 21 2004)

(5) Please tender all information to : C/O Shimane Prefectural Central Hospital 4-1-1 Himebara, Izumo-shi Shimane-ken, 693-8555 Tel 0853-22-5111

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成16年 8月16日

島根県立中央病院長 中 川 正 久

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

統合情報システム（IIMS）機器更新（無線LANシステム）一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期限

平成17年 2月18日

(4) 履行場所

島根県出雲市姫原 4丁目 1番地 1 島根県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成15年及び平成16年に島根県において発注する物品の製造の請負、売買及び借入に係る競争入札の参加資格等（平成14年島根県告示第804号）に定める参加資格を有する者であること。

(3) (2)の中分類の情報処理機器類について、A等級に格付けされている者であること。

(4) 調達案件と種類及び規模を同じくする契約を締結した実績を有している者であること。

(5) 障害受付後、2時間以内に現地へ技術員を派遣し障害機器の交換・修復ができる者であること。

(6) シスコシステムズ株式会社のゴールド認定パートナーに格付けされた者又はゴールド認定パートナーを介してシスコシステムズ株式会社製品の調達・サポートが確実にできる者であること。

(7) 島根県税を滞納していない者であること。

(8) 入札公告及び入札説明書に示した要項を確実に履行し得ることを証明できる者であること。

3 入札者の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒693 8555 島根県出雲市姫原 4丁目 1番地 1

島根県立中央病院事務局経営企画部企画情報スタッフ

電話 0853 22 5111

(2) 入札説明書の交付方法

平成16年 8月16日から平成16年 8月27日までの間、交付場所において交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成16年 9月 3日 午前 9時30分

イ 場所 島根県出雲市姫原 4丁目 1番地 1 島根県立中央病院 2階 大研修室

ウ 備考 この入札に参加を希望する者は、当該説明会に参加しなければならない。

(4) 入札書の受領期限

平成16年9月27日 午前10時（郵送による入札にあつては、平成16年9月24日午後5時までに必着のこと）
なお、郵送する場合は書留郵便とすること。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年9月27日 午前10時

イ 場所 島根県出雲市姫原4丁目1番地1 島根県立中央病院 3階 会議室

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した書類を、入札書の提出場所に平成16年9月6日から平成16年9月10日午後5時までの間に提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、島根県立中央病院長から当該書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要する。

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した物品を確実に調達できると島根県立中央病院長が判断した入札者であつて、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : A complete set of wireless local area network for Integrated Intelligent Management System

(2) Desired Date of Delivery : February 18 2005

(3) Place of Delivery : Shimane Prefectural Central Hospital 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken

(4) Deadline for Tender : 10:00 AM September 22 2004 (Applications by mail must be received at the office above by 12:00 (noon) September 21 2004)

(5) Please tender all information to : C/O Shimane Prefectural Central Hospital 4-1-1 Himebara Izumo-shi, Shimane-ken, 693-8555, Tel0853-22-5111

雑

報

公益信託しまね女性ファンド（第12期）信託事務及び信託財産の状況は次のとおりであるので、信託法（大正11年法律第62号）第69条第2項及び知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成3年島根県規則第41号）第六条の規定に基づき公告する。

平成16年8月16日

公益信託しまね女性ファンド受託者

東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 5 号

三菱信託銀行株式会社

1 信託事務の概要

島根県の女性を主たる構成員とする団体により行った、魅力ある地域づくり活動14事業に対して計2,509,000円、男女共同参画社会づくり活動 4 事業に対して計1,154,000円、次代を担う人づくり活動10事業に対して計528,000円、水と緑豊かな環境づくり活動 2 事業に対して計160,000円、合計30事業4,351,000円の助成金給付を行った。

2 信託財産の状況 (平成16年 3月31日現在)

資産合計	金453,934,232円
負債合計	0円
正味信託財産	金453,934,232円

島根県環境影響評価条例 (平成11年島根県条例第34号) 第 5 条の規定により、環境影響評価方法書 (以下「方法書」という。)を作成したので、島根県環境影響評価条例施行規則 (平成11年島根県規則第98号) 第 7 条の規定により次のとおり公告し、当該方法書を縦覧に供する。

なお、当該方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、管理者に対し意見書を提出することができる。

平成16年 8月16日

松江地区広域行政組合

管理者 松 浦 正 敬

1 事業者の氏名及び住所

松江地区広域行政組合 管理者 松浦 正敬

松江市学園南一丁目20番43号

2 対象事業の名称、種類及び規模

名称 新ごみ処理施設建設事業

種類 ごみ処理施設 (焼却施設) の設置

規模 約300トン/日

3 対象事業が実施されるべき区域

島根県八束郡鹿島町上講武

4 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

島根県八束郡鹿島町

島根県松江市

5 縦覧に供する場所、期間及び時間

縦覧場所 松江地区広域行政組合環境部施設課

八束郡鹿島町上下水道課

松江市環境保全部環境保全課

縦覧期間 平成16年 8月16日から同年 9月15日まで

縦覧時間 午前 8 時30分から午後 5 時まで

(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日は除く。)

6 意見書の提出期間及び提出先

提出期間 平成16年 8月16日から同年 9月29日まで

提出先 松江地区広域行政組合環境部施設課

